

佐賀県告示第二百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年九月三十日から平成二十三年十月三十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区	間
県道 黒川松島線 伊万里市黒川町大黒川字島田 二〇七一番三地先から 伊万里市黒川町大黒川字袖落 二二九二番一地先まで		
	前	後
	一〇・六 三・四	
		延長 メートル 一七三・一